

一般社団法人日本放射線看護学会 会費に関する規約

第1条 (目的)

この規約は、一般社団法人日本放射線看護学会（以下本会という）の定款 第8条により、本会の正会員、学生会員、連携会員及び賛助会員の会費を定める。

第2条 (会費)

本会の正会員、学生会員、連携会員、及び賛助会員の会費を以下のように定める。

- (1) 正会員の会費は 年額 8,000 円とする。
- (2) 学生会員の会費は、年額 2,000 円とする。
- (3) 連携会員の会費は、無料とする。
- (4) 賛助会員は、年額 1 口 10,000 円とし、1 口以上とする。

第3条 (会費の変更)

会費の変更は理事会にて審議し、総会にて決議する。

付則

本規約は、令和1年6月15日より施行する。